「農業保険法施行規則第四十条第一号の牛の出生後第五月の月の末日前の日及び同条第二号の馬の出生の年の末日前の日を定める件の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年３月30日
農林水産省経営局保険監理官

農業保険法施行規則第四十条第一号の牛の出生後第五月の月の末日前の日及び同条第二号の馬の出生の年の末日前の日を定める件の一部改正案について、令和８年１月27日から２月25日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、当該案に対する御意見は寄せられませんでしたので、公表した案のとおり告示を改正することとしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
経営局保険監理官付家畜班
代表：03-3502-8111（内線 5292）
直通：03-3501-3709